

改正 平成17年4月1日

平成20年5月1日

（目的）

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）による戸籍の届出があった場合に、当該届書を持参した者が本人であることを確認（以下「本人確認」という。）すること及び届出人に届書を受理した旨を通知することについて、同法及び戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、虚偽の届出の発生の抑止及び戸籍の正確性を確保することを目的とする。

（本人確認の対象者）

第2条 八王子市の戸籍届出窓口又は守衛室に届書を持参した者（届出人及び届出人以外の者（以下「使者」という。）を含む。）を対象とする。

（対象とする届出の種類）

第3条 この要綱の対象とする届出は、届出によって効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出とする。

（本人確認の方法）

第4条 本人確認は、省令第11条の2第1号から第3号までに掲げる方法により行う。ただし、本人確認ができない場合であっても、届出を妨げるものではない。

2 前項本文の場合において、届出人から証明書等が提示されたときは、当該証明書等に記載された氏名及び住所又は氏名及び生年月日を届書に記載された氏名及び住所又は氏名及び生年月日と照合し、それらが同一であることを確認するとともに、届出人が当該証明書等に貼付された顔写真の人物と同一人であることの確認を行うものとする。

3 第1項本文の場合において、使者から証明書等が提示されたときは、当該使者に使者確認票（第1号様式（様式略））の記入をさせた上、当該証明書等に記載された住所及び氏名を使者確認票に記載された住所及び氏名と照合し、それらが同一であることを確認するとともに、使者が当該証明書等に貼付された顔写真の人物と同一人であることの確認を行うものとする。

4 時間延長窓口及び守衛室での取扱いについても同様とする。

5 本人確認の結果、当該届書が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、その受否について、東京法務局八王子支局長に照会を行うものとする。

（届出人に対する通知）

第5条 届出の受理決定後、すべての届出人に対し、届出を受理した旨の受理連絡通知書（第2号様式）を送付するものとする。ただし、届書を持参した者と届出人が同一人であり本人確認ができたときを除く。

（郵送により届出がされた場合の事務処理方法）

第6条 郵送により届出がなされた場合は、受理を決定した後、すべての届出人に対して受理連絡通知書を送付する。

（本人確認及び通知に関する事項の届書への記載）

第7条 届出があった場合は、届書の欄外に、届出人又は使者の別、本人確認及び通知の未済、本人確認資料の種類を記載するものとする。

（本人確認台帳）

第8条 本人確認、受理連絡通知書の送付等、これらに関する事務処理の経過を記録するため、本人確認台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。